学校だより 第3号

発行日:令和5年4月6日

発行者:校長 石井 聖一郎

マスク着用の考え方の見直し等について

県教育委員会の「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(令和5年4月1日版)」の内容を基本

に本校の方針を決定いたしましたのでお知らせします。

(コロナが5類に移行される5月7日までの期間の方針です)

◎マスクの着用を求めないことを基本とします。

- 〇マスクを外すことを強いることのないようにします。
- ○基本的な感染症対策を徹底します。
 - 3密回避、換気、咳エチケット、手洗い※3密⇒密閉・密集・密接(触れ合わない程度の距離を確保する)
- 〇「感染のリスクが比較的高い活動」の実施に当たっては、特別の感染対策を行います。

【感染のリスクが比較的高い学習活動】

- ① 児童生徒が対面式となるグループワーク ②一斉に大きな声で話す活動
- ③ 児童生徒がグループで行う実験や観察
- ④ 児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
- ⑤ 児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動
- ⑥ 児童生徒がグループで行う調理実習
- ⑦ 組み合ったり接触したりする運動
- ログループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は、5人以内のグループで実施し、大声を出さないことを徹底します。
- □教材・教具・器具・用具などを共用で使用する場合は、肩が触れ合わない程度の距離を確保し、使用前後 の手洗いを徹底します。
- □「合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」の場面においては、前後1m程度、左右については、 肩が触れ合わない程度の距離を確保し、向かい合っての歌唱は行いません。
- □「児童生徒がグループで行う調理実習」における試食の際は、大声での会話はしないことを徹底します。 向かい合わせにする場合には1m程度の距離を確保します。
- ※6人以上での班活動やガイドラインに示された距離が取れない時など、マスク着用をお願いする 場面もあることから、マスクは持参させていただくようお願いします。
- ※登校判断については、昨年同様、本人に風邪症状がある場合は登校を控えてください。また、ご家族に未受診の風邪症状の方がいる場合も登校を控えていただくようお願いします。 花粉症等医師の判断がある場合はその限りではありません。学校にご相談ください。 その場合、出席停止扱いになります。(更新作業の関係で、リモートは4月25日からの予定です。)
- ※給食は黒板を向いて食べ、話をする時は隣の人が聞こえる程度の声量で大声は避けます。